

富山市科学博物館展示更新計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 常設展示を複数年で部分的に更新するにあたっての展示の方針と更新計画、及び天体観察機能のあり方の方針を検討するため、富山市科学博物館展示更新計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 「富山市科学博物館展示更新計画」の策定に関すること。
- (2) その他計画を策定するために必要なこと。

2 検討委員会は、必要があるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、富山市科学博物館において処理する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	学識経験者（博物館、行政） 利用者代表者
----	-------------------------